

報道関係者 各位

令和4年12月6日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年11月29日（火）から12月5日（月）において、埼玉労働局職員25名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

11月29日（火）4名（埼玉労働局、ハローワーク大宮）

11月30日（水）2名（埼玉労働局、さいたま労働基準監督署）

12月1日（木）4名（埼玉労働局、所沢労働基準監督署、ハローワーク熊谷）

12月2日（金）3名（埼玉労働局、春日部労働基準監督署、ハローワーク大宮）

12月3日（土）5名（埼玉労働局、ハローワーク熊谷、ハローワーク所沢）

12月4日（日）3名（埼玉労働局、さいたま労働基準監督署、川口労働基準監督署）

12月5日（月）4名（埼玉労働局、ハローワーク熊谷、ハローワーク川越、ハローワーク飯能）

当該25名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。